

西予市住宅土地活用事業補助金・概要説明

せいよ de 子育て応援金

1 【補助金の支給要件】

12歳以下の子(※)を扶養する世帯が、西予市所有の定期借地権付住宅土地又は分譲住宅宅地（さくら・みどり・いぶき・高野子団地）に居住用住宅を建設して転入又は転居し、西予市に住民登録を行った場合、12歳以下の子1人につき50万円を支給します。

※12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

2 【交付対象者】

対象となる住宅への転入又は転居に伴う住民登録時に記録された移動日において、12歳以下の子を扶養する世帯であること。妊娠中の場合は、移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を対象とする。

3 【交付対象及び交付金額】

交付対象	交付金額
12歳以下の子ども 一人につき	50万円 (移動日において妊娠中の場合は、移動日の属する年度の3月31日までに出生した子に限り算定の対象とし、その場合の申請は、4月30日までに行うこと。)

※補助金の交付は、該当する各区分において同一世帯で1回限りとする。

4 【申込み方法】

「西予市住宅土地活用事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅への転入又は転居後に提出してください。ただし、移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を対象とする場合は、4月30日までに申請すること。

○必要書類

・転入又は転居後の世帯全員の住民票謄本(移動日の属する年度の3月31日までに出生した子を含むもの)